

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第66号

富山県食品衛生条例施行規則を廃止する規則

富山県食品衛生条例施行規則（平成12年富山県規則第33号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に富山県食品衛生条例の一部を改正する条例（令和2年富山県条例第59号）による改正前の富山県食品衛生条例（平成11年富山県条例第53号）（次項において「旧条例」という。）第3条第1項の規定による届出をして漬物製造業を営んでいる者であって、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正後の食品衛生法（昭和22年法律第233号）（次項において「新法」という。）第55条第1項の許可を受けていないものについては、この規則による廃止前の富山県食品衛生条例施行規則（次項において「旧規則」という。）第1条の2第3項の規定及び様式第2号は、この規則の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の際現に旧条例第3条第2項の規定による届出をして給食を継続的に供与するための施設を設けている者であって、新法第57条第1項の規定による届出をしていないものについては、旧規則第1条の2第3項の規定及び様式第2号は、この規則の施行の日から起算して6月を経過する日までの間は、なおその効力を有する。

（生活衛生課）